(厚生労働委員会)

高 年 齢 者 等 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 安 定 等 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第六 五. 号) (衆 議 院 送

付) 要旨

本 法 律 案 は 急 速 な 高 齢 化 \mathcal{O} 進 展 等 に 対 応 Ļ 高 年 齢 者 0 安 定 L た 雇 用 \mathcal{O} 確 保 等 を 図 る た め、 継 続 雇 用 制

度 \mathcal{O} 対 象 者 を 限 定 で きる 仕 組 4 \mathcal{O} 廃 止 継 続 雇 用 で \mathcal{O} 雇 用 確 保 先 \mathcal{O} 対 象 拡 大等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ ようとす る Ł

 \mathcal{O}

で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お ŋ で あ る。

一 高年齢者等職業安定対策基本方針

高 年 齢 者 等 職 業 安 定 対 策 基 本 方 針 に 定 \otimes る べ き 高 年 齢 者 \mathcal{O} 雇 用 0) 機 숲 0) 増 大 \mathcal{O} 目 標 に 関 す る 事 項 に 0 V

て、 対 象 لح な る 高 年 齢 者 を 六 + 五 歳 未 満 に 限 定 L て 1 ること を 削 除 す る。

二 高年齢者雇用確保措置

1 事 業 主 が 労 使 協 定 12 ょ ŋ 継 続 雇 用 制 度 \mathcal{O} 対 象 となる 高 年 齢 者 に 係 る基準 を 定 め、 当 該 基 準 12 基 づ <

制 度 を 導 入 L たときは 継 続 雇 用 制 度 を 導 入 し た ŧ, 0) とみ な す ŧ \mathcal{O} とし て 7 る 規 定 。 以 下 対 象者 基 潍

に係る規定」という。) を削除する

継 続 雇 用 制 度 に は 対 象と な る 高 年 齢 者 が 定 年 後 に子 会 社 B 関 連 会 社 な ど特 殊 な 関 係 に あ る事 業 主

に 引 き 続 き 雇 用 さ れ る 場 合 t 含 ま れ る t \mathcal{O} とす る。

2

三 公表等

厚 生 労 働 大 臣 は 事 業 主 に 対 L 高 年 齢 者 雇 用 確 保 措 置 を 講 ず × きことを勧 告 L た場 合 に お 1 て、 そ \mathcal{O} 勧

告 を 受 け た 者 が ک れ に 従 わ な か 0 た とき は そ \mathcal{O} 冒 を 公 表 す ることが できる。

四 施行期日等

1 \mathcal{O} 法 律 は 部 を 除 き 平 成 + 五 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。

2 対 象 者 基 準 に 係 る 規 定 に ょ り 継 続 雇 用 制 度 を 導 入 L た t \mathcal{O} と 4 な さ れ る 事 業 主 に 0 1 て は 対 象 者 基

準 に 係 る 規 定 は 平 成 三十 七 年三 月三十 日 ま で \mathcal{O} 間 は な お そ \mathcal{O} 効 力 を 有 す る t \mathcal{O} と 対 象 者 \mathcal{O} 年

齢を段階的に引き上げる。

な お 衆 議 院 に お 1 て、 厚 生 労 働 大 臣 は、 事 業 主 が 講 ず べ き 高 年 齢 者 雇 用 確 保 措 置 \mathcal{O} 実 施 及 び 運 用 心 身

 \mathcal{O} 故 障 \mathcal{O} た 8 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 堪 え な 1 者 等 \mathcal{O} 継 続 雇 用 制 度 に お け る 取 扱 1 を 含 む。) に 関 す る 指 針 を 定 \otimes る ŧ

のとする等の修正が行われた。